

2 経営第2953号
令和3年2月19日

福島県農林水産部長 殿

(ほか岩手県、山形県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県主務部長及び茨城県農業共済組合連合会宛てに同趣旨の通知を発出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

令和3年福島県沖を震源とする地震による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について

令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、被災農業者の経営安定に資するため、被害状況の速やかな把握に努めるとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう貴管内の農業共済組合に対し、御指導願います。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴管内の農業共済組合連合会会長理事宛て通知しましたので、申し添えます。